

令和 8 年度技術開発機会創出・促進事業 業務公募型プロポーザル実施要領

この要領は、令和 8 年度技術開発機会創出・促進事業業務の契約予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために定める。

1 業務の概要

(1) 事業名

令和 8 年度技術開発機会創出・促進事業業務

(2) 事業目的および事業内容

別添、業務委託契約書および業務委託基本仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 25 日（金）まで

2 予定価格

金 770,000 円（消費税および地方消費税を含む）

3 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

大分類：「役務」

中分類：「映像・音声情報製作」、「デザイン」または「イベント」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行ってください。ただし、この場合には、この公告に係る公募型プロポーザルの手続に間に合わないことがありますので、御留意ください。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1 TEL:077-528-4314

【地域ブロック】

県内事業者

4 説明会の開催

本公募型プロポーザルに関しては、説明会は開催しない。

5 企画提案書等に関する質問および回答

(1) 受付期限

令和8年6月24日（水）17時まで

(2) 質問方法

別添（様式1）の「質問票」により、電子メールにて受け付ける。

※メールの標題に「【令和8年度技術開発機会創出・促進事業業務質問：事業者名〇〇〇】」と記載すること。

電話または口頭による質問は受け付けない。

質問票を送付した場合は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(3) 質問受付窓口

「13 提出先・問い合わせ先」に示すとおり。

(4) 質問に対する回答方法

期間中に提出された全ての質問を取りまとめて、令和8年6月29日（月）17時までを目途に滋賀県のホームページ（滋賀県＞県民の方＞しごと・産業・観光＞工業＞お知らせ・注意）に掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/>

6 提出書類

本公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の（1）～（4）の書類（以下、「企画提案書等」という。）を作成し、提出すること。なお、1者につき1提案とする。

(1) 公募型プロポーザル応募申込書

別添（様式2）により1部提出すること。

(2) 見積書

ア 体裁および部数

体裁：A4 縦仕様（枚数は制限しない。）

部数：5部（正本1部、写し4部）

イ 作成上の留意事項

・見積書には、別添委託基本仕様書に掲げる業務委託について、着手から契約終了までに要する経費とその内訳を明記すること。

・消費税および地方消費税を含めること。（税額を明示すること。）

(3) 類似事業実施概要が分かる書類

当該事業に類似する事業を実施したことがある場合は、事業実施の概要がわかる書類を5部提出すること。

(4) 企画提案書

「7 企画提案書の内容」を踏まえて5部提出すること。

(5) その他添付書類（該当する場合）

ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合には、同登録証（県発行）の写し1部、または、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には同認定通知書（労働局発行）の写し1部

- イ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し1部
- ウ 障害者の雇用の促進等に関する取組に関する取組のうち、次のいずれかの写し
- ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には障害者雇用状況報告書の写し1部
 - ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、障害者を雇用している旨の申立書1部
 - ・「しが障害者施設応援企業」の認定がある場合には、同認定通知（県発行）の写し1部
 - ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、同認定通知書の写し1部
- エ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合は、同認証書の写し1部、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書の写し1部
- オ 環境マネジメントシステムに関する認証・登録を受けている場合には次のいずれかの写し
- ・ISO14001…審査登録機関（公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）等）による証明書の写し1部
 - ・エコアクション21、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード、エコステージ…認証、登録証の写し1部

7 企画提案書の内容

- (1) 形式は、A4サイズとする。
 - (2) 提出部数は、5部とする。
 - (3) 高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。
 - (4) 企画提案書には、以下の内容を記載すること。なお、作成にあたっては、「技術開発機会創出・促進事業業務委託基本仕様書」の内容に十分留意すること。
- ①企画提案内容
 - ②業務実績（類似業務の実績）
 - ③実施体制・スケジュール（本業務を適切に実施できる責任体制・人員配置・連絡窓口・スケジュールについて記載すること）
 - ④その他（本業務の効果を高めるために、提案者の独自の工夫や取り組みについての提案がある場合は簡潔に明記すること）

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限
令和8年7月10日（金）17時（必着）
- (2) 提出先
「13 提出先・問い合わせ先」に示すとおり。
- (3) 提出方法
「13 提出先・問い合わせ先」に示す場所への持参または簡易書留郵便による郵送

※持参の場合は、土・日曜日を除く、9時から17時までとする。

郵送の場合は、企画提案書等を郵送した旨を電話で連絡すること。

9 審査

(1) 審査方法

当センターが設置する審査会において、提出された企画提案書等に基づきプレゼンテーション審査を行う。

ア 審査会

当センターおよび関係課において、3名の委員をもって設置する。提出された企画提案書等およびプレゼンテーションの内容について、次の評価項目により総合的に審査する。プレゼンテーションの日時および場所の詳細については、別途通知する。

イ 評価項目および評価点

以下の表の項目について絶対評価で点数を付ける。また、社会政策推進に配慮した入札等実施要領第2に掲げる項目に該当する場合は、項目ごとにそれぞれ1点ずつを委員の審査点数の合計に加算する。

| 番号 | 評価項目 | | 評価点 |
|----|--------------|---|-----|
| ① | 業務全般に対する取組方針 | 施設の設置目的を理解し、ターゲットを適切に捉え、業務の目的を達成するための的確な提案がされているか。 | 30 |
| ② | 動画内容の提案 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用促進に寄与する提案となっているか(単なる施設紹介に終わっていないか) ・視聴者に伝わりやすい構成か ・独創性、創意工夫があるか ・継続使用できる内容か | 40 |
| ③ | 実施体制・スケジュール | 本業務を適切に実施できる体制・人員配置・スケジュールとなっているか | 10 |
| ④ | 業務実績 | 類似業務の実績 | 10 |
| ⑤ | 経済性 | 見積価格は適正か ※見積価格の評価は以下のとおりとする。なお、小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。 予定価格の80%未満 …評価点の満点 予定価格の80%以上 85%未満…評価点の80%の点 予定価格の85%以上 90%未満…評価点の60%の点 予定価格の90%以上 95%未満…評価点の40%の点 予定価格の95%以上 …評価点の10%の点 | 10 |
| 合計 | | | 100 |

| 番号 | 評価項目 (加点) | 評価点 |
|----|-----------|-----|
|----|-----------|-----|

| | | | |
|----|--------|---|---|
| ⑥ | 社会政策推進 | 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているまたは、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか | 1 |
| ⑦ | 社会政策推進 | 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか | 1 |
| ⑧ | 社会政策推進 | 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか | 1 |
| ⑨ | 社会政策推進 | 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか | 1 |
| ⑩ | 社会政策推進 | 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証 | 1 |
| 合計 | | | 5 |

(2) 契約予定者の決定

上記審査会において、予定価格の制限の範囲内において総合点の最も高かったものを当該事業の契約予定者として選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者としない。

(3) 審査結果の通知

審査結果については提案者全員に書面で通知する。

- (4) 審査会後に企画提案内容についての具体的な内容や経費等を精査し、選定した契約予定者と速やかに契約協議を行う。その際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。
- (5) 協議の結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。
- (6) 協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として、協議を行うことがある。
- (7) 審査会で契約予定者に選定されなかった参加者は、通知を受けた日から起算して5日以内に書面（任意の様式）により「13 提出先・問い合わせ先」に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。説明を求める書面を受け取った日から起算して5日以内に当該説明を求めた参加者に対して書面により回答する。

10 スケジュール（予定）

| | |
|-----------|-------------------|
| 企画提案書受付開始 | 令和8年6月15日(月) |
| 質問受付締切 | 令和8年6月24日(水)17時まで |
| 企画提案書受付締切 | 令和8年7月10日(金)17時まで |
| 審査会 | 令和8年7月中旬～下旬(予定) |
| 契約締結 | 令和8年8月上旬～中旬(予定) |

11 失格

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

12 その他

- (1) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) 提出された全ての書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (3) この公募型プロポーザルに要する経費は全て各事業者の負担とする。
- (4) 委託契約の締結にあたっては、地方自治法や滋賀県の財務規則をはじめとする諸規定に従うこと。
- (5) 採用した場合でも、過程において協議の上、その内容を変更することがある。

13 提出先・問い合わせ先

滋賀県北部産業技術共創センター 有機環境係（担当：土田）

〒526-0024 滋賀県長浜市三ツ矢元町 27 番 39 号

TEL:0749-62-1492 / FAX:0749-62-1450 / メールアドレス: fd32@pref.shiga.lg.jp